

# 令和4年度 第2回庁議要旨

日時：令和4年4月26日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 復興交付金事業の期間延伸に伴う基金の取り扱いについて（復興企画部）

令和3年12月に東日本大震災復興交付金制度要綱の一部が改正されたことから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の期間延伸について取り扱いの整理が必要となった。

東日本大震災復興交付金制度要綱の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部について整理を行う。

#### (1) 主な内容

東日本大震災復興交付金制度要綱の改正に伴い、復興交付金事業の計画期間が「令和3年度まで」から「令和4年度まで」に変更されたことから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例附則第2項を以下のとおり修正する。

改正後	現行
附 則 (施行期日) 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、 <b>令和6年3月31日</b> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。	附 則 (施行期日) 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、 <b>令和4年12月31日</b> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

#### (2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

### 2 石巻市地域公共交通活性化協議会の設置について（復興企画部）

本市では、これまでの「石巻市総合交通戦略」を全面的に見直しし、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「石巻市総合交通計画」を令和4年3月に策定した。

また、現在、本市の公共交通に関する会議体については、条例設置の石巻市総合交通戦略審議会と、要綱設置の石巻市地域公共交通会議の2つが存在するが、令和4年3月31日付け国土交通省通知『「令和3年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について』により、協議会等の一本化など柔軟な対応が推奨されている。

石巻市総合交通計画に基づく地域公共交通施策を円滑に推進する体制を構築するため、石巻市総合交通戦略審議会及び石巻市地域公共交通会議を一本化し、「石巻市地域公共交通活性化協議会」を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市総合交通戦略審議会及び石巻市地域公共交通会議を一本化し、名称を「石巻市地域公共交通活性化協議会」に改める。

- ① 所 掌 事 務 (ア) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項  
(イ) 総合交通計画に位置付けられた事業の進行管理に関する事項  
(ウ) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項  
(エ) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項  
(オ) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項  
※(ア)～(イ)は石巻市総合交通戦略審議会、(ウ)～(オ)は石巻市地域公共交通会議で定めていたもの。
- ② 体 制 委員の人数（30人以内）、構成及び任期（2年）等については従前のとおり。協議会は会長のほか、副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- ③ 報酬及び費用弁償 石巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について、「石巻市総合交通戦略審議会委員」を「石巻市地域公共交通活性化協議会委員」に改め、報酬及び費用弁償額については従前のとおり。
- ④ そ の 他 石巻市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。

(2) 今後の予定

- 令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市総合交通戦略審議会条例の一部改正について提案（公布の日から施行）  
石巻市地域公共交通会議設置要綱の廃止  
7月 協議会開催

### 3 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成事業の実施について

(保健福祉部)

ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）接種は、平成25年度から定期接種化され、小学6年生から高校1年生相当までは公費で接種できる。ただし、定期接種直後より、疼痛や運動障害を中心としたワクチン接種との因果関係を否定できない多様な副反応疑いが報告され、平成25年6月、厚生労働省より積極的勧奨（対象者への予診票の個別送付）を差し控えるよう通知があり、以降本市においても積極的勧奨をしていない。その後、厚生労働省の審議でワクチンのリスク（安全性）とベネフィット（有効性）等について、整理・検討され、令和3年11月、厚生労働省より積極的勧奨再開の通知があったところである。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を行うことが可能となった。

一方、定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費で接種した方も存在する。こうした方に対しては、市区町村の判断で、当該任意接種の費用助成を行うこととされたところである。

定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費で接種した方に対し助成（償還払い）することにより、キャッチアップ接種対象者との不公平感を解消するとともに、HPV ワクチンの接種率向上に取り組み市民の健康増進を図る。

(1) 主な内容

定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費で接種した方に対し助成（償還払い）する。

- ① 対象者：積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子（キャッチアップ接種対象者）のうち、定期接種において3回の接種を完了しておらず、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPV ワクチンを令和4年3月31日までに自費で受け、令和4年4月1日時点で市内に住民登録のある者

※任意接種者の把握は不可能であり、対象者の実数は不明。キャッチアップ接種対象者は4,232人（令和4年1月31日時点）

- ② 助成額：被接種者が負担した実費相当額（最大3回接種分まで）

上記については、接種記録が確認できる母子健康手帳等及び接種費用の支払いを証明する領収書等にて確認することとする。ただし、接種から年月が経過しているため、領収書等がない者については、本助成事業に係る申請年度における本市の市医師会への委託単価とする。

※参考：令和4年度1回あたり委託単価：17,160円（税込み）

- ③ 申請期限：令和7年3月31日まで（キャッチアップ接種の実施期間）

(2) 今後の予定

令和4年5月 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱の制定  
（決裁日より施行）

#### 4 濃厚接触者に対する生活物資緊急支援について（新型コロナウイルス感染症対策）

##### （保健福祉部）

国内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者は緩やかに減少しているが、年度末から年度初めにかけて、人の移動などで感染リスクが高まる時期を迎える中、増加に転じる日もあり、収束する兆しが見えない状況が続いている。

本市においても、新規感染者が連日確認されているが、その感染者の濃厚接触者の対応については、7日間の外出自粛やリスクの高い場所の利用や会食等を避けるよう、宮城県から要請されているところであり、自宅待機を余儀なくされている濃厚接触者への支援が求められている。

新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者のうち、自宅待機期間中に生活用品の調達が困難で生活に支障をきたしている方に対し、緊急的に生活用品等の支援を行い、感染拡大の防止とともに、生活不安の解消に繋げる。

(1) 主な内容

- ① 支援対象者

保健所又は施設管理者から濃厚接触者と判断され、自宅待機を余儀なくされた者のうち、近隣に支援してくれる方がいない等、生活用品の調達が困難で生活に支障をきたしている世帯

- ② 配送物品

1世帯につき3日分程度の食糧品及び日用品（1世帯に対して約1万円程度）

- ・食料品（ごはん（パック）、レトルト食品、缶詰、飲料水等）
- ・日用品（ティッシュ、トイレットペーパー等）

③ 支給回数

世帯につき1回限り

④ 受付方法

健康推進課において、電話により申請を受付する。

受付時間は、平日の午前9時から午後3時まで

⑤ 配送方法

申請日の翌々日までに申請者の自宅玄関先に置く、「置配」により行う。

⑥ 受付期間

令和4年5月上旬～令和5年3月31日

(2) 今後の予定

令和4年4月 石巻市新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に対する生活物資緊急支援要綱制定（施行予定年月日：令和4年5月1日）

5月上旬 事業開始（周知、申請受付）

6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

## 5 石巻市障害者等日常生活用具給付事業の見直しについて（保健福祉部）

日常生活用具給付事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、市町村が地域の障害者ニーズを勘案の上、必要種目及び給付基準価格等を決定できる柔軟な運用が可能となっていることから、本市においても「石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」を制定し、給付を行ってきている。

近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、本市においても給付種目拡充を図ってきたところであるが、給付種目の追加について要望があったものである。

障害者ニーズに考慮した給付種目を追加することで、障害者の生活の質の向上を図るとともに、経済的負担の軽減に資するもの。

(1) 主な内容

以下の項目について改正を行う。

- ・給付種目に「暗所視支援眼鏡」を追加する。
- ・給付種目「情報・通信支援用具」の「用具の性質等」にタブレット端末、スマートフォンを追加する。
- ・給付種目「盲人用体温計（音声式）」を「視覚障害者用体温計（音声式）」に改める。
- ・給付種目「盲人用体重計」を「視覚障害者用体重計」に改める。
- ・給付種目「盲人用時計」を「視覚障害者用時計」に改める。

(2) 今後の予定

令和4年4月 石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正  
（令和4年5月1日施行）

5月～ 市報等による周知

## 6 石巻市株式会社山大教職員等研修基金の活用範囲の拡大について（教育委員会）

石巻市株式会社山大教職員等研修基金は、昭和54年・55年に株式会社山大から寄附を受けた1,500万円を原資に、その運用から生ずる利子収入を活用し、教職員等の海外研修費用に充てることを目的に設置され、昭和60年度から平成12年度まで海外研修事業に助成を行ってきた。しかし、平成13年度以降は金利の低迷により、基金を活用した研修は行われておらず、現在は基金の利子収入処理のみとなっている。

基金を活用した教職員の研修環境をより一層充実させることにより、教職員の学習指導力向上を図るもの。

### (1) 主な内容

- ・海外に限定されていた研修場所を国内研修にも活用できるよう拡大
- ・利子収入だけではなく、基金取崩しを含めた活用を可能にするよう改正

### (2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部改正について提案（公布の日から施行）。併せて、補正予算提案。

## [報告事項]

### 1 地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴う市税特別措置条例の整理について（総務部）

本市では、固定資産税及び都市計画税の課税免除並びに不均一課税についての特例措置を、石巻市市税特別措置条例において規定している。

減収補填制度を規定している省令のうち、「地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令」が一部改正された。

省令の改正並びに施行に伴い、石巻市市税特別措置条例の一部について整理を行うもの。

### (1) 主な内容

地方活力向上地域における課税免除等の適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

地域再生法に規定する整備計画の認定から、事業の用に供するまでの期限を1年間延長し、現行の2年から3年とする。

石巻市市税特別措置条例における関係省令の改正に伴う条文の整理を行う。

### (2) 今後の予定

石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和4年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、承認を求める。

## 2 石巻市成年後見制度利用促進会議の設置について（保健福祉部）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年に施行され、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等の体制整備が求められている。

成年後見制度利用促進法に基づく体制整備においては、身近な親族、福祉・医療等の関係者と後見人が連携し、対象者の見守りや支援を行う集団である「チーム」での対応が求められているが、チームがその機能を十分に発揮するためには、家庭裁判所との情報交換等に対応する仕組みや、法律・福祉の専門職団体及び関係機関がチームを支援する枠組みの整備が必要となっている。

成年後見制度に携わる関係機関から意見又は助言を受けることにより、成年後見制度の利用促進を図り、もって認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより判断能力が不十分な方への権利擁護支援を推進する。

### (1) 主な内容

#### 【概要】

家庭裁判所や法律・福祉の専門職団体が参加する会議を設置し、関係者から意見又は助言を受けることにより、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援に関する課題の解決を目指す。

#### 【会議の構成】

会議の構成員は15人以内

- ① 仙台家庭裁判所の職員
- ② 成年後見制度に携わる法律・福祉の専門職団体に属する者  
※専門職団体：仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会福祉会等
- ③ 市職員  
※保健福祉部介護福祉課、障害福祉課、総合相談センターに所属する者

### (2) 今後の予定

- 令和4年 5月 石巻市成年後見制度利用促進会議設置要綱制定  
(施行予定年月日：令和4年5月1日)
- 6月 第1回会議開催（予定）
- 10月 第2回会議開催（予定）

## 3 ウクライナ避難民支援について（保健福祉部）

本市では3月10日にウクライナ避難民受け入れを表明し、総務部危機対策課を中心として国や支援団体等に関する各種情報の収集を開始するとともに、支援体制の構築を検討してきた。

市内在住の娘を頼ってウクライナ避難民女性が3月26日に来石し住民登録手続き等も完了したことにより、情報収集の継続に加えて各種支援を具体的に取り組む段階に移行した。

支援体制の総括を市民の生活及び健康を所管する保健福祉部とし、各部の情報及び支援策を取りまとめてウクライナ避難民に対する支援を迅速に実施する。

(1) 主な内容

① 方針

- ・包括的な支援パッケージをつくる。
- ・横断的かつ円滑に支援する。(国への要望を集約する。)
- ・災害ケースマネジメントの要領でニーズ把握に努める。

② 支援体制

分 担	担 当	役 割
ア 総括	保健福祉部次長	総括、庁内調整
イ ケースマネジメント	保健福祉部技術副参事	ニーズ把握、個別支援計画立案、関係団体との連携支援
ウ 庶務	保健福祉総務課	庁内連絡など

③ 支援項目

ア 保健福祉部の支援

- ・ニーズの把握・支援の調整
- ・見守り及び孤立防止、心のケア
- ・健康保持
- ・支援関係団体への働き掛け
- ・経済的支援
- ・養育・保育

イ 各部における支援

- ・国や県との連絡調整
- ・支援に関する相談受付や支援リーフレットの作成
- ・住居、就労、日本語教育、医療提供、コミュニティづくり

④ 関係団体等に対する支援の協力要請

ア 見守り及び孤立防止

社協 CSC、民生委員、サロン会、国際交流協会

イ 健康保持

地域包括、デイサービス

ウ 食料及び生活用品

フードバンク

エ 就労

商工会議所・地元企業

オ 各種福祉・介護・医療サービス

社会福祉法人・医療機関

(2) 今後の予定

令和4年4月 ウクライナ避難民見守り開始

ウクライナ避難民生活支援金支給事業実施要綱の制定

(令和4年3月26日適用)

支援調整会議開催(2回目以降は随時)

#### 4 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（保健福祉部）

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が4度行われ、令和4年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行され、更に1年間延長された。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

##### (1) 主な内容

###### 【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

##### (2) 今後の予定

令和4年4月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正  
(令和4年4月1日遡及適用)

#### 5 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における公費負担基準限度額の一部改定について

##### (選挙管理委員会事務局)

石巻市議会議員及び石巻市長の選挙において、本市は条例により選挙運動用自動車やポスターの印刷、ビラの印刷に要する費用を公費で負担しており、それぞれの限度額単価は、公職選挙法施行令に定める額を準用しているが、令和4年4月6日に同施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、限度額単価の一部が増額されたため、関係条例の一部を改正するもの。

限度額単価を改定することで、候補者の負担が軽減され、立候補しやすい環境の推進に寄与するもの。

##### (1) 主な内容

###### 【改正内容】

項 目		改定単価	現行単価
選 挙 運動用 自動車	一般運送契約（一括契約）	変更なし	64,500円
	一般運送契約 以外の契約	自動車借入	16,100円
		燃料供給	7,700円
		運転手雇用	変更なし
選挙運動用ポスター作成（算出単価）		541円31銭	525円06銭
選挙運動用ポスター作成（企画費）		316,250円	310,500円
選挙運動用ビラ作成		7円73銭	7円51銭

##### (2) 今後の予定

石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分（令和4年4月6日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

※本来であれば、市議会6月定例会に条例の一部改正議案を提出して承認を得て施行すべきところ、5月22日に石巻市議会議員一般選挙が施行されることから、当該選挙において改正後の限度額単価を適用するため、専決処分により行ったもの。



【その他】

無し。

以上